

和歌山県監査公表第6号

平成20年3月17日付け監査報告第32号の行政監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年2月13日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日 出 夫

- 1 行政監査の対象
審議会等のあり方について
- 2 行政監査の結果に基づく措置

監査結果及び意見	措置の内容
<p>(水産振興課) 「県漁協組織緊急再編対策協議会」 平成19年度で漁業共同組合合併促進法の期限切れであり、廃止を検討されたい。</p>	<p>平成19年度末をもって廃止した。</p>
<p>(福祉保健総務課) 「県医療扶助審議会」 認定等の意見聴取の嘱託医制度があり、指導体制が充実しつつあるので、廃止を検討されたい。</p>	<p>平成20年4月1日付けで廃止した。</p>
<p>(森林整備課) 「県森林病虫害等防除連絡協議会」と「森林審議会」とは類似の役割等が見られるため、統合を検討されたい。</p>	<p>「県森林病虫害等防除連絡協議会」は、防除に関する全般的な事項について連絡協議し、地域住民の意見が十分に反映されるよう開催するものであり、当協議会で協議した事項のうち、防除区域の指定及び特別防除（空中散布）というリスクが高い防除方法に関する事等の重要事項についてのみ「森林審議会」で諮ることになっている。したがって、諮問事項について調整する側と諮問について答申する側となるため、2つを統合することはできないが、当協議会は、平成20年2月末日をもって委員の委嘱を終了、廃止した。</p> <p>今後、より事業の実態に即した会議とするため、構成メンバーを見直した上、関係各団体の担当者レベルで会議を行い、必要な事項等を話し合うこととしている。</p>